

## 農地転用の規制緩和が急進展

### ◆農地転用の規制緩和につながる法改正が相次ぐ

2017年5月「農村地域工業等導入促進法」（農水省提出）、続けて「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（経産省提出）の一部改正が成立した。前者は農村地域に対し工業に限定して導入しようとするものだったが、改正法ではサービス業等業種を限定せず導入できるようになった。後者は名称を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」とし、法の対象を広げ、①成長ものづくり分野、②農林水産、地域商社、③第4次産業革命、④観光・スポーツ・文化・まちづくり関連、⑤ヘルスケア・教育サービス等の分野の地域経済牽引事業を支援しようとする。国が市町村及び都道府県の基本計画に同意し、事業者が事業計画を提出し都道府県が確認すれば投資促進税制の対象となり、固定資産税の軽減措置等が受けられる。

注目すべきは、両法とも法に基づき整備される施設が農地法施行令の特例（農地転用の不許可の例外）の対象とされることだ。特に後者では農地転用許可、市街化調整区域の開発許可に対し国または都道府県知事は配慮すべきと定めている。

### ◆規制改革では農地の集約のため転用期待を抑制しようとするが

従来、農地の農業以外の用途への転用は厳しく制限されている。上記の農地法施行令の特例も従来は、農業利用に支障が生じないように限定的に運用されている。また転用の期待が高まると所有者は手放すことに抵抗し農地の流動化を阻害する。農家の高齢化が進み、後継者がいない農地が増加しているため、国は14年から農地の集約のため農地の貸借を勧める農地バンク（農地中間管理機構）を自治体に設け稼働しているところだ。当然、農地の流動化が進むことをあてにしている。

ところが今回の改正は様々な業種の企業の農村地域への立地を求め、広範囲で農地の転用を許す。本年度に発表された規制改革実施計画では過度な転用期待に伴い流動化が阻まれていることを問題視し、農地の転用・売却時に売却益を徴収して転用期待を抑制する策を検討している。地域の活性化のためとはいえ、農地の転用をめぐる農水省の方針には齟齬がみられるのではないか。 【川口満】